「公共の精神」に関する大学生の意識について

須原　洋次（龍谷大学文学部）

【要旨】

教育基本法が2006年に改正されて14年が経過した。その前文及び第２条には，「公共の精神」が盛り込まれている。また，高等学校の教育課程には2022年度入学生から，公民科の必履修科目として現代社会に替り，新しく「公共」が誕生する。「公共」は，他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し，持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育むことをねらいとしている。しかしながら，今日の社会的状況を見る限り，社会を構成する一員として公共の精神が若年層にどの程度定着しているか，疑問を抱くことが少なくない。

小稿では，公共に関する意識に関して，大学生を対象にアンケート調査を実施し，その結果から社会に生きる自立した主体として育成するための教育的課題を具体的に検討した。その結果，他者との協力や協働により自己実現を図ろうとする態度，政治的意識の向上や主体的に社会参画を図る態度形成，公共に対する考え方の３点に課題があると思われる。子どもたち一人ひとりの個性と多様性を尊重し，お互いに個々の人権を認め合う社会の形成に，公共の精神を培う教育の営みは極めて重要である。公共の精神がもたらす社会は，一人ひとりの幸福実現に結びつくものでなければならない。

【キーワード】社会科教育，公民科教育，公共，道徳，生徒指導，キャリア教育

Ⅰ　はじめに

2006年に改正された教育基本法に公共の精神が記されて，２回目の学習指導要領が告示された。高等学校の教育課程には，2022年度入学生から，公民科の科目に新しく「公共」が誕生する。文部科学省中央教育審議会（以下，中教審という）答申（2016）によれば，「公共」は，公民科の共通必履修科目として，「現代社会の諸課題を捉え考察し，選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を，古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに，それらを活用して自立した主体として，他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画

し，持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む」ことをねらいとしている。日常の生活から，公共の精神が若年層に適切に培われているであろうかと考えると，心もとない状況に耳目を引く事象が少なくない。

小稿では，公共の精神に関わる意識に関して，大学生を対象にアンケート調査を実施し，その結果から社会に生きる自立した主体として育成するための教育的課題を具体的に検討し，教科教育や生徒指導等に求められる教育活動の在り方について考察したい。

Ⅱ 「公共の精神」に関わる教育

1990年代以降，法教育やシティズンシップ教育の重要性が数多く指摘されることとなった。その理由には，情報化の進展や経済のグローバル化を背景に，社会的価値の多様化が進み，公民的資質の育成や若年層の社会参画を促す教育がより一層重視されるようになったことがあげられる。とくに，中学校社会科，高等学校地理歴史科，公民科においては，シティズンシップ教育のカリキュラムや教材開発に関する多くの実践事例が学会や研究会等で報告されるようになった。また，法教育は，多様な生き方を求める人たちが相互に存在を認め共生していくために，法がどのような役割を果たしていくかを学ぶものとされている（土井，2009)。自由で公正な民主社会を形成し，維持，発展を図る法教育は，禁止や命令などに基づく管理型社会を目指すのではなく，国民が身の回りの紛争や身近な問題について，公正に思考し対話・合意するための資質を獲得することに貢献し，ひいては自らのうちに公共意識を醸成し，公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことに資する（野坂，2006)。

2006年末に改正された教育基本法は，旧法において重視された「個人の尊厳」に関する理念に加えて，「公共の精神」という文言が，同法前文及び第2条に明示されている。「公共の精神」の意味するところについては，教育基本法改正案の国会審議において，当時の小坂憲次文部科学大臣が「国や社会の問題を自分自身の問題として考え，そのために積極的に行動するという精神」と答弁している[1)]。公共の精神に関して，同法成立の際には「我が国と郷土を愛する」という文言とともに，政治家，識者，マスメディアの間でさまざまな見解があった[2)]。ちなみに，最高法規たる憲法においては，第12条「自由権」第13条「幸福追求の権利」に「公共の福祉」という文言で人権の濫用の禁止に触れているほか，第22条「居住・移転・職業選択の自由」，第29条「財産権の保障」においても「公共の福祉」及び「公共のために」という文言があることは，周知のとおりである。その他，公共という言葉は，地方公共団体や公共交通機関など多義的に用いられる。

教育基本法第5条2項「義務教育として行われる普通教育は，各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い，また，国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。」を踏まえて，義務教育の目的を実現するため，学校教育法は2007年に改正され，第21条1項において，達成すべき義務教育の目標として「学校内外における社会的活動を促進し，自主，自律及び協同の精神，規範意識，公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと」と規定している。これに関連して，学校教育法第18条（小学校），第36条（中学校），第42条（高等学校）には，それぞれの校種に応じた学校教育の目標が規定されている。同法42条1項には，高等学校の目標として「中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて，国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。」とあり，教科をはじめあらゆる教育活動を通じてその目標の達成を目指すことが求められている。

キャリア教育では，中教審答申（1999）「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」が進路の選択に主眼を置くと理解されたことや，「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」報告書（文部科学省，2004）では，勤労観・職業観の育成のみに焦点が絞られてしまったことが指摘された。そのため，2011年の中教審答申において，「キャリアとは，人が，生涯の中で様々な役割を果たす過程で，自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」であり，「一人一人の社会的・職業的自立に向け，必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して，キャリア発達を促す教育」のことをキャリア教育であるとして，個人と社会とのかかわりを重視することが指摘された。すなわち，自分の役割を果たして活動すること，つまり「働くこと」を通して，人や社会にかかわることになり，そのかかわり方の違いが「自分らしい生き方」となっていくものであるとして，様々な役割の関係や価値を自ら判断し，取捨選択や創造を重ねながら取り組んでいくことが重要となる。

道徳は，2015年の学習指導要領一部改正により，特別の教科となり，次期学習指導要領の改訂に先駆けて，小学校では2018年度より，中学校では2019年度より実施されている。「特別の」という修飾句があるとはいえ，「教科」となったことで，文部科学省検定済教科用図書の使用や評価が義務付けられることとなった。内容面では，中学校学習指導要領（2017年告示）によると4つの柱立てのうち，「主として集団や社会とのかかわりに関すること」において，「社会参画，公共の精神」という項目があり，「社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め，公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること」と記されている。その他，「主として集団や社会とのかかわりに関すること」の中に位置づけられる

項目には，遵法精神，公徳心，公正，公平，社会正義，勤労，家族愛，家庭生活の充実，協力，自分の役割と責任，郷土の伝統と文化の尊重，郷土を愛する態度，伝統と文化の尊重，国を愛する態度，国際理解，国際貢献などの内容が含まれ，道徳の目標に示される「自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う」ことにこれらの内容が重要や役割を担う。

生徒指導の意義は，生徒自らが，現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すことにあると言われる。自己実現とは，自分の欲求や要求を実現することにとどまらず，集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念である。生徒指導において，集団指導の教育的意義は，社会の一員としての自覚と責任の育成，他者との協調性の育成，集団の目標達成に貢献する態度の育成の3点があげられる（文部科学省，2010）。これらの点から，教科や特別活動，部活動などあらゆる教育活動において，組織的計画的に取り組まれる生徒指導もまた，社会的に自己実現ができるような資質・態度を育成するという点で，公共の精神の育成に関係の深い教育活動である。

教育基本法改正後の2008年及び2009年告示の小学校，中学校，高等学校学習指導要領において，社会科，地理歴史科，公民科の目標では，「平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質」（小学校・中学校），「平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民としての必要な自覚と資質」（地理歴史科），「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質」（公民科）と記されており，校種や教科の違いはあっても概ね同様の内容が示されている。その後，中教審（2016）答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を経て，2017年小学校，中学校，2018年高等学校の学習指導要領が告示されるに至り，次期学習指導要領の全容が明らかとなった。高等学校地理歴史科の目標は，「社会的な見方・考え方を働かせ，課題を追究したり解決したりする活動を通して，広い視野に立ち，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」とある。小学校社会科，中学校社会科，高等学校公民科においても，一貫してほぼ同一の文言からなる目標が定められている。とくに，「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力」は，小学校社会科，中学校社会科，高等学校地理歴史科と公民科を構成するすべての科目に，共通した目標として位置づけられている。

高等学校では，現代社会に替って2022年度入学生から公民科の必履修科目となる「公共」が設置される。「公共」は，情報化やグローバル化が進展し変化が著しく予測困難な

時代を迎える中で，選挙権年齢（2018 年）や成年年齢（2022 年）が 18 歳へと引き下げられることに伴い，自ら考え，人間としての在り方生き方についての自覚を深め，積極的に国家や社会の形成に参画することを背景に設けられる科目である。とくに教育基本法に示されている「公共の精神に基づき，主体的に社会の形成に参画し，その発展に寄与する態度を養うこと」は，公民としての資質・能力の育成と密接に関わるものである。これに関連する内容は，自立した主体，他者との協働，国家・社会の形成に参画，持続可能な社会づくり，個人や社会全体の幸福を重視する考え方，公正，人間の尊厳と平等，個人の尊重，民主主義，法の支配，自由・権利と責任・義務などである。科目「公共」に関して，日本学術会議（2017）は政治学の立場から主権者教育を含む市民教育の意義や留意点について提言を公表した。

以上のように，「公共の精神」に基づく公民的な資質・能力の育成を図る教育は，教育基本法の改正以後，法令，中教審答申，学習指導要領等を通じて，教科をはじめ生徒指導，キャリア教育，道徳教育など，さまざまな教育活動と深く関係する。教育基本法などの法令，学習指導要領等は，国民教育を意図したものであり，教育基本法の趣旨や理念があらゆる教育活動と深く関係することは当然のことである。しかし，「公共の精神」における「公共」の意味や「公民としての資質・能力」の育成，「国家」と「社会」の違い等に関わって，学校教育における具体的な教育内容，教育実践に十分な共通認識があるとは言い難い。その結果として，「公共の精神」に関する理解や態度形成について，子どもたちが明確な認識を共有しえていない面があると考えられる。

Ⅲ　公共の精神に関する大学生の意識

公共の精神に関する大学生の意識を問うため，表 1 に示す 33 の設問を作成した。公共の精神に関連する項目を幅広い教育活動の中で捉え，憲法や教育基本法等の関係法令，学習指導要領の目標や内容を意識しつつ，理念的な問いかけはできるだけ避け，具体的で実生活に関わるものを設けた。しかし，そのために一定の分類基準に基づく明確なカテゴリーからなる設問とはなっていない。敢えて意図したものと言えば，公共を幅広い概念で捉え，個人の生活に関すること，個人と社会のかかわりに関すること，社会に関することなどを考慮して問いを作成した。対象とした学生は，龍谷大学を含む 2 大学 9 学部において，教職科目を履修する 2 回生以上の 327 名である。

回答した学生の中には，教職課程を履修していない学生も数名確認しているが，大半は，教員免許の取得を希望する学生であることから，回答結果は，同世代の人たちより高

い社会認識を思わせるものとなった。表２は，各項目についてその結果を示したものである。また，図１は，各設問の「そう思う」「ややそう思う」の合計の比率を高い順に並び替えたものである。設問によっては，必ずしも肯定的な意識を是としない表現もあることから，「そう思う」「ややそう思う」の合計の比率の順位が，公共に関する意識の高さを示すものでもない。

図１から，一つ順位の上の比率よりも５ポイント以上の差がある不連続な箇所が４つ認

表１　アンケート項目

以下の項目について，あなたの行動や考えに基づいて ア　そう思う　　イ　ややそう思う　　ウ　あまりそう思わない　　エ　そう思わない のうち最もあてはまるものを選びその番号を（　　）に記入して下さい。	
問１　選挙の時は必ず投票に行く。	（　）
問２　租税や国民年金保険料，NHK 受信料は法令や規則に従い適切に納める。	（　）
問３　ゴミの放置やポイ捨てをしない。	（　）
問４　町内の清掃活動や地域の祭礼，行事には参加する。	（　）
問５　ボランティア活動や義援金の寄付を進んで行う。	（　）
問６　国道バイパスの建設のために自宅の立ち退きを求められた場合は従う。	（　）
問７　バスや電車で高齢者や障がい者，妊婦に進んで席を譲る。	（　）
問８　働くことは一人ひとりの幸福と社会への貢献をもたらす。	（　）
問９　どんなに意見の異なる人がいてもその意見を述べる機会は保障されなければならない。	（　）
問 10　社会生活を営む上で尊重されるべき基本的人権について正しく理解している。	（　）
問 11　領土の安全と国民生活を守るために，自衛隊は必要である。	（　）
問 12　家族を大切に思い，父母の老後の支援は家族の責任である。	（　）
問 13　多数決の結果は，リーダーや有識者の判断より優先すべきである。	（　）
問 14　努力をすれば夢や希望が実現する社会に暮らしている。	（　）
問 15　他人の意見に耳を傾け自分の考えをしっかり伝えることが大切である。	（　）
問 16　周囲の人と協力，協働することより，自分の利益が大切である。	（　）
問 17　すべての子どもたちに能力に応じて質の高い教育の機会が与えられなければならない。	（　）
問 18　自分の行動は自分で主体的に考え判断しその結果に責任を持たなければならない。	（　）
問 19　常に規則正しい生活を心がけ，心身の健康に留意し安全な生活を送っている。	（　）
問 20　自分の目標を持ち，主体的に学び自己の能力を向上させるよう努めている。	（　）
問 21　周囲の人たちへの友情や愛情，信頼や感謝の気持ちが大切である。	（　）
問 22　共生社会は多様性を認め合うことが大切であるが，公平性や正義の実現は困難になる。	（　）
問 23　さまざまな立場によって意見が異なる場合にも合意に向けて努力することができる。	（　）
問 24　市民，国民の一員として自分の権利よりも社会の発展に貢献することが大切である。	（　）
問 25　社会の発展と個性の伸長には，ルールに基づいて競争することが大切である。	（　）
問 26　生活の便利さより自然の美しさや伝統的な文化の継承を重視しなければならない。	（　）
問 27　貧富の差の拡大は，基本的に個人の問題である。	（　）
問 28　自分の意志や希望に反していても法やルールは守らなければならない。	（　）
問 29　仕事の向き不向きよりも，人の役に立ち人から必要とされることを重視する。	（　）
問 30　国や生まれ育った地域を愛し，誇りに思っている。	（　）
問 31　国を防衛することは，国民全体の責務である。	（　）
問 32　地球的課題は国際協力と一人ひとりの日々の行動により解決できる。	（　）
問 33　公共的空間において果たすべき役割，ルール，マナーに従い適切に行動している。	（　）

められた。これにしたがい，設問の数を勘案して，設問を 3 つのグループに区分した。A グループは「そう思う」「ややそう思う」の合計の比率が 89% 以上の 11 の設問，B グループは 50% 以上 89% 未満の 15 の設問，C グループは 50% 未満の 7 つの設問である。

「そう思う」「ややそう思う」の合計の比率が最も高かったのは問 15「他人の意見に耳を傾け自分の考えをしっかり伝えることが大切である」である。問 15 は「そう思う」の

表 2　アンケートの結果

	実数（人数）					比率（%）				
	ア	イ	ウ	エ	計	ア	イ	ウ	エ	計
問 1	148	84	62	33	327	45.3	25.7	19.0	10.1	100.0
問 2	145	111	51	20	327	44.3	33.9	15.6	6.1	100.0
問 3	255	58	13	1	327	78.0	17.7	4.0	0.3	100.0
問 4	27	116	137	47	327	8.3	35.5	41.9	14.4	100.0
問 5	30	112	130	55	327	9.2	34.3	39.8	16.8	100.0
問 6	40	83	124	80	327	12.2	25.4	37.9	24.5	100.0
問 7	202	99	18	8	327	61.8	30.3	5.5	2.4	100.0
問 8	112	132	67	16	327	34.3	40.4	20.5	4.9	100.0
問 9	237	76	12	2	327	72.5	23.2	3.7	0.6	100.0
問 10	79	169	69	10	327	24.2	51.7	21.1	3.1	100.0
問 11	198	107	17	5	327	60.6	32.7	5.2	1.5	100.0
問 12	151	113	47	16	327	46.2	34.6	14.4	4.9	100.0
問 13	62	134	101	30	327	19.0	41.0	30.9	9.2	100.0
問 14	30	109	121	67	327	9.2	33.3	37.0	20.5	100.0
問 15	258	58	11	0	327	78.9	17.7	3.4	0.0	100.0
問 16	46	94	133	54	327	14.1	28.7	40.7	16.5	100.0
問 17	245	64	12	6	327	74.9	19.6	3.7	1.8	100.0
問 18	235	74	17	1	327	71.9	22.6	5.2	0.3	100.0
問 19	52	113	108	54	327	15.9	34.6	33.0	16.5	100.0
問 20	104	145	66	12	327	31.8	44.3	20.2	3.7	100.0
問 21	233	80	12	2	327	71.3	24.5	3.7	0.6	100.0
問 22	87	137	91	12	327	26.6	41.9	27.8	3.7	100.0
問 23	109	154	57	7	327	33.3	47.1	17.4	2.1	100.0
問 24	29	110	135	53	327	8.9	33.6	41.3	16.2	100.0
問 25	138	136	44	9	327	42.2	41.6	13.5	2.8	100.0
問 26	59	156	96	16	327	18.0	47.7	29.4	4.9	100.0
問 27	26	50	131	120	327	8.0	15.3	40.1	36.7	100.0
問 28	158	133	26	10	327	48.3	40.7	8.0	3.1	100.0
問 29	66	109	106	46	327	20.2	33.3	32.4	14.1	100.0
問 30	165	126	22	14	327	50.5	38.5	6.7	4.3	100.0
問 31	90	117	92	28	327	27.5	35.8	28.1	8.6	100.0
問 32	104	113	79	31	327	31.8	34.6	24.2	9.5	100.0
問 33	146	150	27	4	327	44.6	45.9	8.3	1.2	100.0

表のア～エは，ア：そう思う，イ：ややそう思う，ウ：あまりそう思わない，エ：そう思わない

比率も 78.9% となり 33 の設問の中で最も高い。コミュニケーションの基本の一つであるが，学生にコミュニケーション能力がそれほど身についているとも思えない。それだけに，強い願望もしくは理想とした考えがあるのかもしれない。A グループのその他の設問を，「そう思う」「ややそう思う」の合計の比率の高い順に示すと，問 3「ごみのポイ捨てをしない」，問 9「異なる意見の表明機会を保障する」，問 21「友情・信頼が大切である」，問 17「教育の機会」，問 18「行動の責任」，問 11「自衛隊の役割」，問 7「電車バスで高齢者に座席を譲る」，問 33「ルールやマナーを守る」，問 28「法の遵守」，問 30「国や郷土を愛する心」となる。問 28，問 33 と B グループ最上位にある問 25 は，設問に「ルール」という表現があり，文脈のうえで使い方に違いがあるにせよ，これに肯定的に反応しているとも考えられる。問 3「ごみのポイ捨てをしない」は「そう思う」の比率が 2 番目に高いが，意識と行為にはずれが生じるということであろうか，問 7「電車バスで高齢者に座席を譲る」とともに，現実には回答結果に示される状況を認めがたい。問 9，

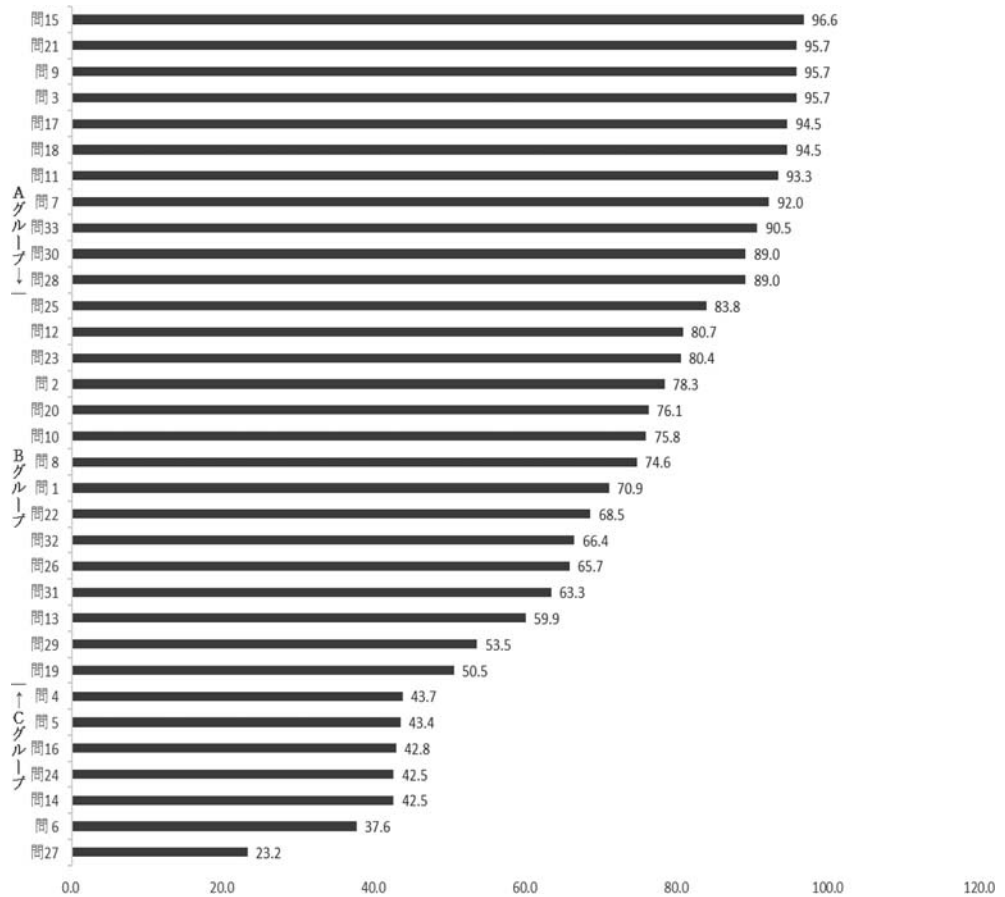


図１ 「そう思う」「ややそう思う」の合計（%）

問 17，問 18，問 21 と B グループの問 23 は，教育の保障や合意形成の重視という点で，高い意識をうかがわせる結果となった。

一方，C グループは，「そう思う」「ややそう思う」の合計の比率が 50% 以下ある点で，半数以上の学生が設問に対して否定的に捉えた設問である。最も比率の低い設問は，問 27「貧富の差の拡大は，基本的に個人の問題である」であった。その値は僅かに 23.2 %と他の設問より著しく低い。問 14「努力をすれば夢や希望が実現する社会に暮らしている」，問 24「市民，国民の一員として自分の権利よりも社会の発展に貢献することが大切である」については，新自由主義以降，格差社会がさまざまな領域で指摘される昨今，設問に関する内容に限って，現実の社会を否定的に見ている学生が多いと感じた。問 4「地域の行事」，問 5「ボランティア」は，社会参画に関わる重要な点であるが，結果は現実を反映したものとなった。地域の学習は，小学校 3 年生から高等学校までの間に発達段階に応じた地域的広がりの中で，社会科や地理の科目で学習が展開されてきた。その内容は，地域の歴史や伝統を理解し地域の誇りを醸成する学びや，課題意識を持たせ解決への方策を考えさせる活動が盛り込まれている。しかし，生活の多様化等により子どもたちが自発的に地域行事に参加することは少なくなってきた。社会参画のスタイルは，スポーツや文化的イベントなど，現在の子どもたちの状況に相応しい形が求められると思われる。問 6「自宅の立ち退き問題」は，「そう思う」「ややそう思う」の合計の比率が 2 番目に低い結果となった。内容は，自由権に関わる公共の福祉の一例であるが，問 10「基本的人権の理解」で 75% の学生が「そう思う」「ややそう思う」と答えているにもかかわらず，否定的な見解を示す学生が多かった。設問の多くが，肯定的に回答することで公正や正義を確認するような問いになっているのに対し，問 16「周囲の人と協力，協働することより，自分の利益が大切である」は，否定的に答えることを期待する内容であり，過半数の学生が，「あまりそう思わない」「そう思わない」と回答した。しかし，4 割以上の学生が，「自分の利益が大切である」と考えていることに不安を覚える。

B グループは，「そう思う」「ややそう思う」の合計が過半数を占めるものの，それほど高い比率にならなかった 15 の設問からなる。問 1「選挙の時は必ず投票に行く」は，2019 年の参議院選挙の投票率（20 歳代 30.96%）[3)] より「そう思う」「ややそう思う」の合計の比率の方が約 40 ポイントも高い数字であり，意識と現実とのずれが大きい。現実の行動よりも意識を問うた結果としても，3 割の学生が「あまりそう思わない」「そう思わない」と答えていることもまた問題である。問 2「租税，年金等」は，納税の義務は言うまでもないが，年金，NHK 受信料については制度上の問題や多様な意見があり，肯定的意識で回答した学生はそれほど高い比率となっていない。問 8「働くことは一人ひとりの

幸福と社会への貢献をもたらす。」及び問29「仕事の向き不向きよりも，人の役に立ち人から必要とされることを重視する。」は，勤労観，職業観について問うたものである。両者とも肯定的意識は思ったほど高くなかった。とくに，問29では，半数近くが否定的に考えているところは，教育上の課題と感じられる。問12「父母の老後の支援は家族の責任」は，家族の問題であると同時に社会的課題でもある。家族の形も多様性を増しており，教育として難しい問題と言える。問13「多数決の結果は，リーダーや有識者の判断より優先すべきである。」は，合意形成の在り方を見たものである。判断の適否は状況によって異なることから，否定的な回答が4割程を占めたことは，得心できる結果である。しかしながら，具体的な状況に応じた判断の方法をどのように考えるかについては，多様な考え方があるだけに，合理性のある判断や適切な合意の在り方が求められる。問19は，個々の生活における健康や安全に関する設問であり，肯定と否定が拮抗する結果となった。自己の資質能力の向上に関する意識を問うた設問20は，肯定する回答が比較的高い比率を示したが，日常において目的意識の希薄な学生が4分の1程度いることに課題を残す。問22は，いじめ，インクルーシブ教育，エスニシティなど多様な領域で人権にかかわる問題である。問23において，合意形成に向けた意欲や自信をもつ学生は高い比率となっているが，問22で多様性の尊重や共生社会の実現に課題を感じる学生が7割近く存在する結果となった。問26は，生活する身近な地域から国，地球全体に及ぶさまざまな地域の広がりの中で，地域の在り方を問う設問である。開発と保護・保全，地域の伝統や文化の継承に関わって時代とともにその価値観は変化しうるものであるが，問32「地球的課題の解決」やSDGsの理念，肯定的な回答が高い比率を示した問30「地域の誇り」に関わって，約3分の1の学生が，生活の便利さを優先する結果となったことは，今後の課題である。

最後に，問31「国を防衛することは，国民全体の責務である」について触れておきたい。結果は6割以上の学生が肯定的に回答した。学生一人ひとりが国の防衛のためにその役割を担う必要があると考えているか，より現実的に言えば武器を持って戦うことも辞さないと考えているか，明らかではない。しかし，状況によってはそのように考え行動する可能性も否定できない。自衛隊は違憲であるという考え方があることと現実とのギャップは大きい。憲法9条の改正を目指す政治の動きも明確である。本調査の問11「自衛隊」については9割以上の学生が肯定的に考えている。これらの点について，その是非を論じることは，小稿の目的ではない。しかしながら，「国の防衛」が，教育基本法が示す「公共の精神」の「公共」の範疇か，「国家及び社会の有為な形成者に必要な資質」に含まれるものであるか，近年の国際情勢を考えると憂慮するところである。

Ⅳ　公共の精神に関わる教育的課題

アンケートの結果から認められる教育的課題として，次の３点を指摘しておきたい。まず，個人と社会との関係について，基本的人権の理解，自己の資質能力の向上に向けた努力を惜しまない姿勢，他者との協力，協働を重視する態度は高く評価されるものの，公共の福祉との関係や働くことを通じて自己実現を図ろうとする態度形成に課題を残す。２点目は，政治的意識の向上や社会参画を図る態度形成が十分でない。若年層の投票率の低さの原因を学校教育に求めるという短絡的な考えがあることは事実である。政治的意識の向上に向けた課題の解決に，学校教育の果たすべき役割は重要であるが，そのような簡単な問題ではない。地域の課題を適切に捉え，その解決に向けた態度形成が求められる。３点目は，公共そのものに対する考え方である。公共の精神は，社会の有為な形成者に求められるものか，国家及び国民の一員として必要なものか，さまざまな意見や考え方が想定される。一つの事例として，国の防衛は国民全体の責務であることを是としたとしても，自衛隊，憲法第９条，集団的自衛権等について，「公共の精神」により国民がどんな過程でどのような判断を下すことになるのか，教育上の重要な課題である。学習指導要領の言葉を借りれば「平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力」は，「多面的で多角的な考察」により育成されるものであろう。

アンケートの結果を踏まえて，何人かの学生に感想を求めてみた。幸福，正義，公正，協調など，理念的な用語には肯定的である。しかし，社会参画や地域の課題解決よりも，自分の権利や生活の便利さを追求する傾向について，一人ひとりの行動ではこの社会は何も変わらないと断言する学生がいた。私たちは，平和で経済的に豊かな恵まれた生活を送っているが，学生たちがよりよい社会の形成に個人としてその役割を果たそうという意識を持つこと，あるいはその役割を担うことができるとは考えられないという。課題解決に関しては，自分ではどうにもならないという虚無感を感じているようにも思えた。そのことが，若年層の投票率の低さを物語っているとも考えられる。

公共の精神は，主体的に社会の形成に参画しようとする態度の育成や現代社会に生きる人間としての在り方生き方の自覚を深めることをねらいとしている。公共の精神は，決して個人の尊厳を脅かすものであってはならない。また，長いものに巻かれることですむ問題でもない。

Ⅴ　おわりに

今日，いじめ，障がい者差別の解消，外国人の流入に関するエスニシティの問題，子どもの貧困，児童虐待，SNS 等による犯罪，薬物など教育を巡るさまざまな問題が山積している。急速なグローバル化や少子高齢化への対応，地域環境問題や SDGs の取り組み，共生社会の実現などは，身近な地域から国家や社会，地球規模にいたるさまざまな広がりと文脈から理解し，課題解決への取り組みが期待されている。しかしながら，新ナショナリズムや過度な自国第一主義は，国際協調による課題解決を困難にしている状況も見られる。

社会に生起する問題の多くは，地域や家庭をはじめとする社会的な問題として十分に検討されることなく，教育の課題としてその処方箋を学校に課せられることも少なくない。子どもたち一人ひとりの個性と多様性を尊重し，お互いに個々の人権を認め合う社会の形成に，個人の尊厳とともに公共の精神を培う教育の営みは極めて重要である。個人の尊厳に基づいて自己の確立に努め，他者を尊重し，他者との関わりを通して社会の形成に主体的に参加しようとする態度により公共の精神が培われる。公共の精神がもたらす社会は，一人ひとりの幸福実現に結びつくものでなければならない。

他方，公正や正義などの概念に基づく適切な態度形成や社会的事象に関わる見方・考え方の育成は，教育実践上において容易なことではない。教育には，指導の過程も重要である。また，その成果をペーパーテストで評価できるものでもない。アンケートの結果から，知識を身に付け概念を理解しただけでは，政治意識の向上や社会参画につながる成果を上げることはできないようである。学校で長年，教育活動に携わった者として，教職を志す学生の公共の精神の涵養に具体的でわかりやすい授業を心がけていきたい。

【注】

1）2006 年 6 月 8 日衆議院の教育基本法に関する特別委員会にて池坊保子議員の質問に答えた。

2）たとえば「公共の精神」「日本の伝統と文化」「愛国心・郷土愛」等の規定は，国家至上主義的考え方や全体主義的なものになっていく危険性を孕んでおり，しかも今日では，復古的なナショナリズムや国家への奉仕の強要につながりかねない（中谷，2007）という指摘がある。

3）18 歳選挙権による国政選挙は，これまで 3 回実施された。投票率％を 18 歳 19 歳・20 歳代・全体の順に示すと 2016 年参議院通常選挙（46.78・35.60・54.70），2017 年衆議院総選挙（40.49・33.85・53.68），2019 年参議院通常選挙（32.28・30.96・48.80）であった。全体の投票率が国政選挙で 50％を割ったのは，1995 年の参議院選挙以来 21 年ぶりであった。しかしながら，この 3 年間の 10 代投票率は，どの世代より大きな落ち込みとなった。政治参加に関する教育の成果は，投票率を見る限り期待を大きく裏切るものとなった。

【参考文献・引用文献】

赤堀方哉（2011）「『公共の精神』を養う教育についての一考察－『公共』の多義性をめぐって－」『梅光学院大学論集』44 巻，1-10 頁。

土井真一（2009）「法教育の基本理念－自由で公正な社会の担い手の育成」大村敦志・土井真一（2009）『法教育のめざすもの－その実践に向けて－』商事法務，3-28 頁。

文部科学省（2010）『生徒指導提要』教育図書

中谷彪新（2007）「教育基本法の問題点と批判－教育における『戦後レジームからの脱却』の本質－」『武庫川女子大学紀要 人文・社会科学編』55 巻，9-20 頁。

日本学術会議（2017）提言「高等学校新設科目『公共』に向けて－政治学からの提言－」

野坂佳生（2006）「法曹関係者からの提案－身近な問題を原理原則から考える学習の必要性」，橋本康弘・野坂佳生編著『“法”を教える』明治図書，17-22 頁。

坂井清隆（2016）「シティズンシップ教育研究の検討－カリキュラム・授業実践・学習者評価の観点から」『西南学院大学大学院研究論集』第 3 号，95-105 頁。

総務省（2019）.「国政選挙における年代別投票率について」2019 年 11 月 11 日取得 http : //www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/

中央教育審議会（2011）答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」

中央教育審議会（2014）答申「道徳に係る教育課程の改善等について」

中央教育審議会（2016）答申「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」